

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。) 様
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆

学校における熱中症対策のための校内研修資料等について(通知)

このことについては、「『危機管理マニュアル【熱中症】』(例)の改訂について」(令和5年(2023年)11月22日付け教健体第817号通知)など各種通知等に基づき対応いただいているところですが、昨年度は真夏日や猛暑日の増加に伴い、熱中症により救急搬送される児童生徒が例年と比較して急増したほか、8月には本道全域に熱中症警戒アラートが発表され、暑さを理由とした臨時休業等が初めて行われるなど、暑さ対策について、これまで例のない対応が求められました。

つきましては、まもなく熱中症の危険が高まる時期を迎えることから、次のとおり教職員の理解促進のための参考資料を送付しますので、各学校において積極的に活用いただき、全ての教職員の理解の下、熱中症対策の徹底を図り、児童生徒の健康・安全を守る体制の整備に万全を期していただくようお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

記

1 送付資料

- (1) 資料1 「学校における熱中症対策に係る重点項目チェックリスト」
- (2) 資料2 「学校における暑さ対策について」(校内研修資料)
- (3) 資料3 「熱中症への救急処置」(フローチャート)

2 留意事項

(1) 重点項目チェックリストの活用

各学校において、重点項目チェックリストを参考に課題等を整理し、課題解決に向けた方策を協議の上、早急に改善充実に取り組むこと。(資料1)

(2) 学校における暑さ対策の共通理解

年度初めに校内研修を実施するなどして、熱中症に関する知識等について全ての教職員の共通理解を図った上で、自校の熱中症対策について確認すること。(資料2)

(3) 実効性のある救急処置体制の確認

児童生徒が熱中症を発症した場合の緊急時の対応について、実効性のある緊急時の救急処置体制となるよう、いつでも誰でも対応できる体制が整備されているか確認すること。(資料3)

(健康・体育指導係
企画・調整係)